



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿島 亨
(コード番号 3817 東証第一部)
問合せ先 管理本部長 栗原 正利
(TEL. 03-5979-2666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日（木）	予定
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日（木）	予定

以 上

(別 紙) 定款変更の内容

(下線箇所は、変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株主(実質株主を含む。)は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第12条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から第3条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上